

活かそう！

裁量労働制の改正省令・指針 &

労働条件明示義務の強化

「裁量労働制」の見直しについては、2023年3月に改正省令・指針等が交付・告示され、2024年4月1日から施行・適用されます。

今回の改正では、**専門業務型における本人同意の義務化**や、**適正な運用の確保措置**等、規制強化につながる記述が省令・指針等に盛り込まれました。

また、同じく2024年4月1日から、すべての労働者を対象に**就業場所・業務の変更の範囲**(改正労基法施行規則5条)、無期転換ルールの見直しの議論を契機として有期契約労働者を対象に**更新上限の有無と内容・無期転換申込機会・転換後の労働条件の明示**(改正厚労省告示114号)が、それぞれ追加されます。

今後、労働組合等にも、労使協議の場面等で、これらの改正点を有効活用し、制度の適切な運用につなげる取組みが期待されます。そこで、裁量労働制・労働条件明示に関する改正省令・指針等の活かし方について学び、考えるための学習会を開催いたします。

日時 / 2023年9月20日(水)
18時～19時30分(予定)
場所 / 連合会館401号室
+ Youtube配信(右記QRコード)
講師 / 嶋崎量 弁護士
(日本労働弁護団常任幹事)



主催: 日本労働弁護団

TEL 03-3251-5363 / FAX 03-3251-6790

〒101-0062 千代田区神田駿河台3-2-11連合会館4階

